

会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号
並びに 会社法施行規則第 190 条に定める事後備置書類
(株式交換に係る事後開示事項)

2023 年 12 月 1 日

アルヒ株式会社

SBI エステートファイナンス株式会社

会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号並びに
会社法施行規則第 190 条に定める事後備置書類
(株式交換に係る事後開示事項)

2023 年 12 月 1 日

東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
アルヒ株式会社
代表取締役社長 CEO 兼 COO 勝屋 敏彦

東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号
SBI エステートファイナンス株式会社
代表取締役社長 高橋 和彦

アルヒ株式会社（以下「アルヒ」といいます。）及び SBI エステートファイナンス株式会社（以下「SBI エステートファイナンス」といいます。）は、2023 年 9 月 13 日付株式交換契約書に基づき、2023 年 12 月 1 日を効力発生日として、アルヒを株式交換完全親会社、SBI エステートファイナンスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号並びに会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2023 年 12 月 1 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による手続の経過について

会社法第 784 条の 2 の規定による手続を行った SBI エステートファイナンスの株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について

SBI エステートファイナンスは、会社法第 785 条第 3 項の規定により、2023 年 11 月 1 日付で SBI エステートファイナンスの株主に対し、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全親会社であるアルヒの商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第 785 条第 1 項の規定により株式買取請求を行った SBI エステートファイナンスの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過について

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による手続の経過について

会社法第 796 条の 2 の規定による手続を行ったアルヒの株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について

アルヒは、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項第 1 号の規定により、2023 年 11 月 9 日付でアルヒの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社となる SBI エステートファイナンスの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。が、会社法第 797 条第 1 項の規定により株式買取請求を行ったアルヒの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定における手続の経過について

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によりアルヒに移転した SBI エステートファイナンスの株式の数は、普通株式 2,235 株です。

5. 前各号に掲げるもののほか、株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) アルヒは、会社法第 795 条第 1 項の規定に基づき、2023 年 11 月 10 日開催の臨時株主総会決議により、本株式交換の承認を得ております。

(2) SBI エステートファイナンスは、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、2023 年 11 月 10 日付の臨時株主総会決議により、本株式交換の承認を得ております。

(3) アルヒは、本株式交換に際して、本株式交換によりアルヒが SBI エステートファ

イナンスの発行済普通株式の全部を取得する時点の直前時点における SBI エステートファイナンスの株主に対し、SBI エステートファイナンスの普通株式に代わり、その保有する SBI エステートファイナンスの普通株式数の合計に 3,862 を乗じた数のアルヒの普通株式を割当交付いたしました。なお、アルヒが割当交付した普通株式の数の合計は、8,631,570 株です。

(4) 本株式交換により増加するアルヒの資本金及び準備金の額は次のとおりです。

- | | | |
|---|-------|---------------------------|
| ① | 資本金 | 金 0 円 |
| ② | 資本準備金 | 会社計算規則第 39 条に従いアルヒが別途定める額 |
| ③ | 利益準備金 | 金 0 円 |

以 上